

後期高齢者医療保険 からのお知らせ

平成 28 年度保険料額の 通知書・納付書を送付します

広域連合で保険料額が決定されましたので、7月11日(月)ごろに、被保険者のみなさんおひとりおひとりに、保険料額の通知書と納付書を発送します。

▶保険料率が変わりました

法律により、2年ごとに保険料率が改定されます。

| | | |
|-------------------|-----------------|--|
| 平成 28・29 年度 | 均等割額 44,800円 | 賦課限度額 570,000円 |
| | 所得割率 8.92% | ※どんなに所得の高い人でも、 年間保険料額は57万円が 上限になります。 |

▶保険料の均等割額軽減措置が拡充されました

【拡充内容】

| 拡充された 軽減率 | 改正後基準額〈拡充内容〉 |
|--------------|---|
| 5割 | 33万円+ 26.5万円 ×世帯の被保険者数 〈軽減対象所得の基準額引き上げ〉 |
| 2割 | 33万円+ 48万円 ×世帯の被保険者数 〈軽減対象所得の基準額引き上げ〉 |

▶保険料の納付方法は・・・

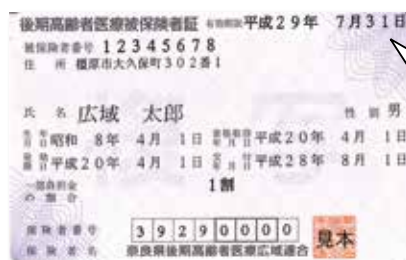
- 保険料は、原則として年金から徴収されます。〈特別徴収〉
- 介護保険料が天引きされている年金額が年額18万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人、普通徴収への変更申出書を提出された人、特別徴収に変わるまでの人は、納付書や口座振替などで個別に納めてください。〈普通徴収〉

必ず通知書で
確認してください!

保険証を年度更新します

現在使用されている保険証の有効期限は、平成28年7月31日(日)です。

8月1日(月)からご使用いただく新しい「保険証」は、7月中旬頃から7月末日までに簡易書留で配達されます(受け取りには署名か捺印が必要です)。



有効期限が
「平成29年
7月31日」
になっています
ので、確認して
ください。

▶「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

住民税非課税世帯の人には、医療機関での窓口負担が軽減される認定証を交付します。

・平成27年度に認定証の交付を受けている人

→市役所から送付しますので、手続きは不要です。
7月末日までに届かない場合はお問い合わせください。

・新たに認定証の交付を受けられる人

→申請が必要です。

保険証・印鑑を持って、保険年金課医療係(101番窓口)へ。認定証のお渡しは、原則8月1日(月)以降になります。

※有効期限が切れた保険証や認定証は、保険年金課医療係へ返却いただくか、ハサミを入れるなどして処分してください。

問合せ=保険年金課 医療係 (内線 327・328)